

市民意見募集の実施について

- 1 根拠条例・規則
 - ・ 千葉市市民参加及び協働に関する条例（平成 20 年千葉市条例第 5 号）第 6 条
 - ・ 同条例施行規則（平成 20 年千葉市規則第 25 号）第 14 条
- 2 意見募集の実施主体
千葉市環境審議会（附属機関）
- 3 実施期間（予定）
平成 22 年 8 月中旬から 9 月中旬まで（1 か月）
- 4 意見募集実施の広報
市政だより（8 月 15 日号）及び市ホームページ
- 5 意見を求める資料（公表資料）
 - （1）現行の常時監視体制（参考資料 5 p.32～35）
 - （2）大気環境濃度の推移等（第 1 回専門委員会 資料 4）
 - （3）今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制の考え方（参考資料 1）
 - （4）今後の常時監視体制（案）（資料 4）